

# 利 用 上 の 注 意

本編は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した「平成 20 年特定サービス産業実態調査」のうち、**計量証明業**(日本標準産業分類小分類項目 903)の調査結果について取りまとめたものである。

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第 113 号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和 49 年通商産業省令第 67 号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として掲載している。

### 3. 調査の期日

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの 1 年間である。

### 4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 14 年総務省告示第 139 号)に掲げる「大分類 H—情報通信業」、「大分類 K—金融・保険業」、「大分類 O—教育、学習支援業」及び「大分類 Q—サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成 20 年は、そのうち、次に掲げる 21 業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所を対象に調査を行った。

## 平成 20 年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

### (1) 繼続調査業種(11 業種)

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391—ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392—情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411—映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643—クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806—デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881—各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広 告 代 理 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891－広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899－その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計 量 証 明 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

## (2) 平成 20 年新規調査業種(10 業種)

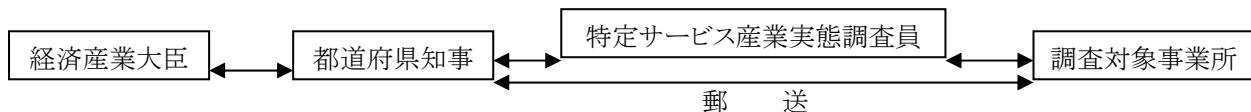
調査業種	調査対象の範囲
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401－インターネット附隨サービス業に属する業務を主業として営む事業所
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412－音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業
新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413－新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414－出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 415－映像・音声・文字情報に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
機械修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 871－機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 872－電気機械修理業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 884－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 885－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 889－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

## 5. 調査方法

- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が対象事業を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送により配布及び取集を行う  
「①経済産業省一括調査」及び経済産業省が調査を委託した特定サービス産業実態調査実施事務局が郵送により配布及び取集を行う「②経済産業省直轄調査」による方法。

## 6. 調査経路

- (1) 都道府県経由の調査



## (2) 経済産業省調査

### ① 経済産業省一括調査



### ② 経済産業省直轄調査



## 7. 調査票の種類及び調査内容

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、21 業種を 16 種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、④「デザイン業、機械設計業調査票」、⑤「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、⑥「広告業調査票」、⑦「計量証明業調査票」、⑧「インターネット附随サービス業調査票」、⑨「音声情報制作業調査票」、⑩「新聞業調査票」、⑪「出版業調査票」、⑫「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業調査票」、⑬「機械修理業、電気機械器具修理業調査票」、⑭「自動車賃貸業調査票」、⑮「スポーツ・娯楽用品賃貸業調査票」、⑯「その他の物品賃貸業調査票」)を用いて、経営組織、従業者数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

## 8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9か月後に公表、確報を約 12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

## 9. 平成 19 年調査結果との比較について

調査結果の利用者の利便性、時系列の継続性確保の観点から、比較可能な主要調査項目について 19 年と 20 年ともに調査の対象となっている事業所(いわゆる継続対象事業所)のみの集計結果による実数及び伸び率比較を、参考資料「平成 20 年特定サービス産業実態調査結果と平成 19 年調査結果との比較について」に掲載している。

## II 特定サービス産業実態調査の改正について

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、平成 18 年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、①調査対象名簿を業界団体等から総務省が実施した事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、②調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、③調査対象業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との連携を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類への統一を行った。

### 《調査内容の主な変更点》

#### (1) 調査対象事業所名簿の変更

調査対象事業所名簿については、平成 18 年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更した(アクティビティベースから産業格付けベースに変更。)。

なお、平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 18 年事業所・企業統計調査の名簿情報を用いて新たに対象事業所(企業)の捕そくを行っている(平成 19 年特定サービス産業実態調査は、平成 16 年事業所・企業統計調査を使用)。このため、平成 19 年調査の対象となっている業種は、調査対象が増えているものがあることから、前年比較値等については留意する必要がある。

#### (2) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

調査業種については、平成 17 年まで毎年調査業種(情報サービス業、物品賃貸業)、3 年周期調査業種(ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業)として実施していたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するた

め平成 18 年調査実施以降は毎年調査している。

### (3) 調査対象業種の業種分類レベルの統一

調査対象業種の業種分類レベルについては、平成 17 年までは日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類及び業務種類(アクティビティ)レベルで選定してきたが、調査結果の他の統計調査結果との利活用などを容易にするため、日本標準産業分類小分類(3 枝分類)に統一した。

## III. 「計量証明業」について

### 1. 調査対象の範囲

**計量証明業の調査対象**は、顧客の要請に応じて以下の業務を営む事業所である。

- ①貨物の質量、体積などを計量し、その結果の証明(証明行為の形式は問わない。以下同じ)を行う業務(一般計量証明業務)
- ②環境の状態に対して、大気・水質・土壤の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果の証明を行う業務(環境計量証明業務)
- ③一般計量証明業務及び環境計量証明業務以外で、貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明を行う業務(その他の計量証明業務)

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。

- ①自企業内の測定分析のみを行う事業所
- ②船積貨物の積込・陸揚にかかる検数・鑑定・検量を行う事業所

### 2. 統計表の事項の説明

(1) **事業所数**は、調査結果(平成 20 年 11 月 1 日現在)の集計事業所数(有効回答事業所数)である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。

「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 20 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **事業従事者数**は、平成 20 年 11 月 1 日現在の数値。

①**事業従事者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(計量証明業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

- b 「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
- c 「**常用雇用者**」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
- ・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
  - ・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。
  - ・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。
- d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。
- イ 「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所全体の従業者(上記ア)のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている者。
- ②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の企業から出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている者(受入者)。

(5) **事業従事者数**は、平成20年11月1日現在の数値。

①事業従事者数とは、事業所の従業者(前項ア)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

②**計量証明業務の部門別事業従事者数**は、計量証明業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務及び、計量証明業務の受注契約、顧客の意向を自社の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者。

#### 〈技能部門〉

イ 「**一般計量測定**」とは、貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者。

ウ 「**環境測定**」とは、大気・水質・土壤の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者。

エ 「**作業環境測定**」とは、有害な業務として指定された5区分の作業場<sup>注内</sup>における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者。

オ 「**建物内測定**」とは、興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者。

カ 「**その他**」とは、上記に該当しない技術部門の業務に従事する者。

#### 〈その他〉

キ 「**その他**」とは、貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の、上記に該当しない計量証明業務に従事する者。

③「**うち、別経営の事業所から派遣されている人**」は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の企業から出向・派遣している者又は下請けとして働いている者。

注:「5区分の作業場」とは、有害な業務を行う屋内作業場として「作業環境測定法施行規則」により指定された以下の区分。

- i 粉じんを著しく発散する屋内作業場
- ii 放射性物質取扱作業室
- iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場

- iv 鉛業務を行う屋内作業場
- v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場

(6) **年間売上高**は、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別（「計量証明業務」）の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(7) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

#### 〈一般計量証明業務〉

「一般計量測定」とは、貨物の「質量」、「体積」及び、「その他」（長さ・面積・熱量など）を測定する業務。

#### 〈環境計量証明業務〉

①「環境測定」とは、以下のとおり。

- ア 「大気」、「水質」、「土壤」は、それぞれに含まれる物質濃度の測定業務。
- イ 「騒音」は、事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定業務。

②「作業環境測定」とは、有害な業務として指定された5区分の作業場における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定業務。

③「建物内測定」とは、興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定業務。

④「その他」とは、上記以外の環境の状態に関する測定業務。

#### 〈その他〉

「その他」とは、貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の、上記以外の計量証明業務。

(8) **年間営業費用**は、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料（「土地・建物」、「機械・装置」）及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

①「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている者）」の給与を含む。

②「外注費」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

③「減価償却費」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

④「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ 「機械・装置」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑤「**その他の営業費用**」は、上記①～④以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）及び無形固定資産の額（消費税額を含む）。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した費用。

### 3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象 事業所数	調査票 回収数	回収率	集計事業所数
計量証明業	592	516	87.2%	492

注1：調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2：回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3：調査票回収数と集計事業所数（有効回答事業所数）の差は無効回答事業所数である。

### 4. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

①「-」は該当数値なし、「…」は不詳（調査していないもの）、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

②「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の企業に関する数値であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

#### IV. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「**経済産業省経済産業政策局調査統計部平成 20 年特定サービス産業実態調査報告書 計量証明業編**」による旨を明記してください。
2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。